

製菓衛生師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第八十二号

製菓衛生師法施行細則を廃止する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年五月奈良県規則第十五号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。